

委員長及び委員の関心事項に関する調査実施者の取組み状況

1. 消費者物価指数における消費税抜きCPIについての検討状況

(1) 経緯等について

- 小売物価統計調査では、消費者が実際に支払う価格として、消費税等の間接税等を含む価格を調査しているところ。また、消費者物価指数においては、過去の消費税の導入及び同税率の改定の際には、同調査で調査した価格に基づき、消費税込みの指数を作成し、公表してきたところ。
- 去る 2014 年 4 月の消費税改定の際には、日本銀行がCPIの分析用として消費税率改定の直接的な影響を控除した値を試算され、同行の「金融経済月報」で公表されてきたところ（別添1参照）。この試算値は、広く一般に利用され、統計局も公表等で引用させていただいてきたところ。
- また、内閣府においても、別途同様に消費税率改定の影響を機械的に除いた試算が行われ、これを政府の「月例経済報告」等において用いられているところ。

(2) 今後の対応等について

- 小売物価統計調査において税抜きの価格を実際に調査することは、調査員に追加的な作業負担が生じる等、実務上の負担等が大きく、対応が困難であるところ。
- これについて、前田委員より、「日本銀行で作成しているCPIの消費税を除いた試算値では、課税／非課税の品目を考慮の上、課税品目について税率分を機械的に調整しており、同様の方法を用いれば、統計局での調整作業のみで消費税抜きCPIを作成することが可能であることから、統計局において、これを参考系列として公表するのが有益」との御提案・御要望をいただいたところ。
- 消費税については次回の改定も予定されていることなどから、前田委員の御提案・御要望に沿って、上記の対応を実施することとしたい。
- なお、実際に対応を行う際には、いくつかの課題があるものと認識している（別添2参照）。これらの課題を含め、日本銀行や内閣府をはじめ広く御意見を伺いながら、今後、詳細を詰めてまいりたい。

消費者物価指数における消費税抜きCPI作成上の課題

(1) 納税義務免除事業者の扱い

消費税法第9条では、小規模事業者（課税売上高1000万円以下）について納税義務を免除している。一部の品目では、調査対象に納税義務が課される事業所と課されない事業所が混在している。このため、法第6条による非課税品目でない品目については、税込み・税抜きの両方の価格を調査する(※)か、調査店舗が法第9条に該当する事業所であるか否かを、追加の調査負担を課して調査する必要がある。

【法第9条に該当する調査事業所が圧倒的に多いとみられる品目】

「車庫借料」「駐車料金」

【法第9条に該当する調査事業所と該当しない調査事業所が混在するとみられる品目】

外食のうち個人事業者が多い「うどん」「中華そば」「スパゲッティ」「すしB」「カレーライス」「フライ」「ハンバーグ」「焼肉」「コーヒー」など

理美容サービスのうち「理髪料」「パーマメント代」「ヘアカット代」「ヘアカラーリング代」など

(※)CGPIやSPPIでは税込み・税抜き両方の価格を調査しているが、両調査を合わせても調査価格数は約1万で、調査対象に個人事業者はほとんど含まれないとみられる。これに対し、CPI（小売物価統計調査）の調査価格数は約21万、個人事業者も調査対象となっており、税込み・税抜き両方の価格を調査するためには膨大な追加コストが必要となる。

(2) 課税の範囲・他の間接税との関係

「外国パック旅行」について、価格の大部分を占める国外役務の提供については法第4条により課税対象外となっているが、外国パック旅行の価格には国内空港諸費用など課税対象価格も混在している。

また、「ガソリン」、「たばこ」、「ゴルフプレー料金」など、消費税以外の間接税が課される品目については、消費税の課税範囲にも留意が必要である（ガソリンは揮発油税にも消費税が課されるが、ゴルフプレー料金のゴルフ場利用税には消費税が課されないなど）。

一方、法第6条による非課税品目でも「診療代」などでは、消費税率の改定に際し、医療機関等が仕入れに際して支払う消費税に応じた診療報酬等の上乗せ措置がとられている。これらの品目については、表面上は消費税が課されていないが、間接的には消費税率改定の影響による指数の変動がみられる。

(3) 経過措置の扱い

公営地下鉄などでは、税率改定分の価格への転嫁が半年程度遅れたものも見られた。これらについては、4月時点では税抜き指数がいったん下落し、半年程度遅れて上昇することで元の指数水準に戻るようになる。

(4) 軽減税率の扱い

今後、軽減税率が導入された場合、品目内に複数の税率による価格が混在し分類が困難となる品目が発生する可能性もある。

消費者物価指数における消費税抜きCPIの作成・公表への対応について

消費税抜きCPIの作成・公表については、以下のとおり、対応することとし、次回の消費税率改定の直接的な影響を除いた消費者物価の基調的な動きの分析に広く資するものとした。

1 消費税抜きCPIの作成方法について

- 消費税抜きCPIの作成は、原則として、CPIの品目ごとに、消費税法上の課税/非課税の扱いを考慮の上、課税扱いとする品目について税率分を機械的に控除する方法により行う。
- 消費者物価指数における消費税抜きCPIにおけるウェイトについては、EurostatのHICP-C Tや日本銀行のCGPI（企業物価指数）及びSPP I（企業向けサービス価格指数）などにおいて、税込みの額から作成したウェイトをそのまま税抜き指数のウェイトに用いられていることを踏まえ、家計調査（税込みの支出金額を集計）の結果をウェイトにそのまま用いることとした。

2 実施時期等について

- 消費者物価指数における消費税抜きCPIの作成・公表は、次回の消費税率改定の実施時（現時点では2017年4月予定）からとした。
- なお、上記1のとおり、消費税抜きCPIは簡易な方法により作成することから、消費者物価指数における参考値として公表することとした。

3 遡及計算について

- 消費税抜きCPIの遡及計算については、消費税率が5%に改定された1997年4月時までについては可能である。ただし、少なくとも1989年4月の消費税導入時については、消費税導入以前には様々な品目に物品税が課されており、これらを考慮した指数の推計が困難であること、また、物品税を考慮せずに消費税のみを考慮して消費税導入前後の指数を推計し比較することは、結果利用上誤解を生じるおそれもあることなどから、困難であると考え。
- 消費税抜きCPIの遡及計算の公表の範囲等については、各方面のニーズを踏まえながら、判断してまいりたい。

4 利用上の留意点の公表について

- 消費税抜きCPIの作成は、原則として、課税/非課税の品目を考慮の上、課税品目について税率分を機械的に控除する方法により行うことから、どのような部分について加工度が高いかという点について、日本銀行や内閣府とも十分に調整しつつ、必要な情報の事前の早期公表を行うこととした。
- なお、現時点で想定される利用上の留意点は、以下のとおりである。

(1) 納税義務免除事業者の扱い

- 小規模事業者については納税義務が免除される（消費税法第9条）が、CPIの品目のうち、「車庫借料」「駐車料金」のほか、外食や理美容サービスのうち個人事業者が多い品目では、調査対象に小規模事業者が多く含まれる。

本来は、小規模事業者の調査価格に消費税率改定の影響はないとみなす必要があるところ、今回、

一律に消費税率改定の影響があるとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を下回るものと想定される。

(2) 課税の範囲・他の間接税との関係

- 「外国パック旅行」については価格の大部分が国外役務の提供にあたり、課税対象外である（消費税法第4条）が、課税対象である国内空港諸費用なども含まれると考えられることから、消費税率改定の影響があるとみなすべきである。

今回、「外国パック旅行」について、一律に消費税率改定の影響がないとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を上回るものと想定される。

- 「自動車」「ゴルフプレー料金」「宿泊料」「入浴料」の価格には、消費税が課税されない他の間接税（自動車取得税、ゴルフ場利用税、入湯税）が含まれることから、本来はこれらの間接税を除いた上で、消費税分の控除を行う必要がある。

今回、これらの品目について、他の間接税を含めた価格に一律に消費税率改定の影響があるとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を下回るものと想定される。

- 「診療代」「介護料」などでは、消費税法第6条で非課税品目とされているものの、2014年4月の消費税率改定時には、医療機関等が仕入れに際して支払う消費税に応じた診療報酬等の上乗せ措置がとられ、利用者の価格に転嫁されていることから、消費税率改定の影響があるとみなすべきとの議論もあり得る。

今回、これらの品目について、一律に消費税率改定の影響がないとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を上回るものと想定される。

(3) 経過措置の扱い

- 公営地下鉄などでは、税率改定分の価格への転嫁が半年程度遅れる場合があることから、本来は、実際に価格改定がされた後について消費税率改定の影響があるとみなすべきである。

今回、税率改定時の価格転嫁のタイミングについて、法で定められている経過措置^{*}以外はすべて税率改定と同時に消費税率改定の影響があるとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を下回るものと想定される。

^{*}社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則に定められる経過措置。2014年4月では電気代の4月分などが該当した。

小売物価統計調査・CPIの課題の対応状況

（前略）

◎【部会長メモ(※)における課題】

（※「小売物価統計調査に係る部会審議結果について一更なる改善に向けたロードマップ」）

○ まずは、平成 28 年 8 月に予定されている CPI の基準改定について、その対応を着実に進めること。

○ 「消費税抜き CPI の作成及び公表について」は、平成 29 年 4 月に予定されている消費税率の改定に併せて、参考系列としての作成・提供を開始できるよう具体的な検討を進めるとともに、ニーズを踏まえた提供情報の充実を図ること。

（略）

これらの検討に際しては、関係機関や学識経験者の協力も得ながら、国民共通の情報基盤としての公的統計の作成・公表の充実を図ること。

1 CPI に関しては、前回委員会で御審議いただいた後、2015 年ウエイトの作成、モデル式の改定、新規公表系列の作成準備等、今月 26 日に実施する基準改定への対応を着実に進めてきた。この作業の中には、膨大な各種統計情報や個別企業からの各種情報収集とこの中に含まれる異常値の確認、計算式の精査、集計結果の審査等の作業が含まれる。この結果、先月 8 日にウエイトなど 2015 年基準 CPI の作成方法に関する情報を公表し、今月 12 日に平成 28 年 6 月分までの遡及結果及び接続指数を公表する予定としている。これまで物価統計室では、基準改定への対応にほぼすべてのリソースを投入してきており、万全の態勢で改定結果の公表に臨む所存である。

2 「消費税抜き CPI の作成及び公表について」は、部会長メモ及び同メモ参考 1 に従い、次回の消費税率改定の実施時から、消費税率の改定に併せて実施することとされたところ、これに従い、今後、対応を進める所存。

ただし、次回の消費税率改定の実施時期が延期されたことに伴い、次回の消費税率改定を反映した消費税抜き CPI の作成及び公表についても、これに合わせた時期となる予定である。

なお、CPI は主に「前年同月比」が利用されていることから、消費税抜き CPI は消費税率改定後の約 1 年間の「前年同月比」にニーズがあると考えられる。他方、指数値については、前回の消費税率改定後に今回の基準改定があるため、今回の基準改定から次回の消費税率改定が行われるまでの間は、消費税込みと消費税抜きの指数値は同じである。（次頁参照）

(税抜きと税込みの指数値について)

	(基準年)	(比較年)
品目 A の税抜き価格	100 円	200 円
品目 A の税抜きの指数値		$\frac{200}{100} \times 100 = 200$

	(基準年)	(比較年)
品目 A の税込み価格	100 円 \times 8% = 108 円	200 円 \times 8% = 216 円
品目 A の税込みの指数値		$\frac{200 \times 8\%}{100 \times 8\%} \times 100 = 200$

※品目の指数値は全て同様で、ウエイトは家計調査（税込みの支出金額の集計）の結果を用いることとしていることから、総合指数等も消費税込みと消費税抜きの指数値は同じである。

また、消費税抜きCPIは、次回の消費税率改定への対応とともに、遡及計算も併せて実施することとなっている。過去の消費税抜きCPIは、政府では内閣府の試算値がすでに用いられており、日本銀行の試算値も一般に広く用いられているが、次回の消費税率改定の際には統計局が消費税抜きCPIを作成・公表することになる。次回の消費税率改定時に公表する消費税抜きCPIと併せて遡及計算結果が利用されることの適時性、適切性及び有用性の確保に鑑みれば、時系列の統計を整合的に整備する観点からも、次回の消費税率改定への対応と内容的に整合性のある遡及計算を行う必要があると考えられる。遡及計算では、こうした内容的整合性に係る技術的な検討が必要となることに加え、すでに公表されている内閣府の試算値及び日本銀行の試算値との混乱が生じないように、関係機関と十分な調整を行いつつ、慎重に対応を進めてまいりたい。

併せて消費税抜きCPIの加工上の制約から生じる利用上の留意については、次回消費税率改定の内容に基づき、ニーズを踏まえた提供情報の充実を図るよう努めてまいりたい。

(後略)

第 88 回統計委員会議事録（抄）

1 日 時 平成27年6月25日（木）10:00～11:08

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、北村委員長代理、川崎委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

武藤総務大臣政務官、杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、戸塚総務省総務審議官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

（4）諮問第80号「小売物価統計調査の変更について」

5 議事録

（前略）

○西村委員長 本件は、サービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくことといたしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見はございますでしょうか。

○前田委員 私自身、これまで物価統計の利用、作成に長らく携わってきておりますので、その経験を踏まえて個人の意見を申し上げたいと思います。少しお時間を頂戴いたしますが、御容赦いただきたいと思います。

今、御説明のありました小売物価統計調査でありますけれども、御説明のありましたとおり、CPIの基礎統計としても利用され、とても重要なものと私自身は認識しております。今回の改定方針につきましては、品目改廃のほか、連鎖指数の充実といった取組もあり、経済構造の変化、ユーザーニーズへの対応という点で評価できるものと考えております。

ただ、本日の説明では述べられておりませんでしたけれども、近年の環境変化を踏まえた見直しという点において重要な検討事項が2つあると考えております。1つは、消費税

を除く指数の作成・公表、もう1つは家賃の品質調整の導入です。

1つ目の消費税を除く指数の作成・公表についてでありますけれども、こうした指数については、現状、ユーザーの一つである日本銀行が試算値として作成し公表しております、民間エコノミストの皆さんを含めて幅広く一般に利用されているというのが実情です。私は、今、公的統計としてのニーズもかなり高いのではないかと考えておりますし、本来は作成部局である総務省統計局に作成・公表していただくのが自然ではないかと思っております。

次の消費税率の改定は2017年4月に予定されておりますので、2016年夏予定の今回の改定を機に消費税を除いたベースの指数作成を実現していただければと考えております。

ちなみに、企業物価指数、企業向けサービス価格指数では、統計作成者である日本銀行が税込み、税抜きそれぞれのベースの指数を公表しているということでもあります。実施に向けていろいろ実務上の課題があるとは思いますが、日本銀行が試算している消費税を除くCPIは、課税、非課税の品目を考慮の上、課税品目について税率分を機械的に調整しているということですので、このような方法であれば調査員に対する追加的な作業負担なしに総務省統計局側の作業のみで指数を作成することが可能ではないかと考えております。そういうことであるので、もし公表される際は参考系列ということでも十分ではないかと思っております。

なお、高い付加価値税が課されている欧州諸国は、CPIについて税込みだけでなく税抜きの系列も作成・公表しているということをご希望したいと思います。

(中略)

以上申し述べましたとおり、私個人としては消費税を除く指数の作成・公表、家賃の品質調整の導入、こういったものについてはユーザーの利便性、あるいは統計精度の向上といった観点から非常に重要な課題でありまして、部会の方では是非十分に御議論を進めていただきたいとお願い申し上げたいと思っております。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今、頂いた点は私自身も非常に重要な点だと思っております。実査の問題もありますので、できることとなかなかできないことがあるのですが、できることからやっていき、そして、今はできなくても今後できそうなことというのは方向性を見ていくという形で前広にいろいろな問題を考えていきたいと思っております。

それから、国際比較の問題は重要な問題で、これをTPPに使っていくという議論がありましたが、国際比較をするときにそれぞれ比較可能性というのをできるだけ担保するという点からも重要な点なので、この点も部会審議の中では考えていただきたいと考えております。

ほかに御意見ございますでしょうか。もしないようでしたら、本件については本日頂きました御意見を踏まえまして、サービス統計・企業統計部会で御審議いただきまして、その結果について本委員会に御報告いただくという形にしたいと思います。

(後略)

第58回サービス統計・企業統計部会議事録（抄）

1 日時 平成27年7月16日（木）10:00～12:00

2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

（部会長） 廣松 毅

（委員） 北村 行伸、西郷 浩

（専門委員） 岩下 真理、渡辺 努

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室：上田室長ほか

（事務局） 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官、

総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議題 小売物価統計調査の変更について

5 議事録

（前略）

○廣松部会長 これらの御意見に関する現段階での取組状況について、調査実施者から説明をお願いいたします。

○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 我々の方も、委員長の御指示もありまして、報告内容について、資料4として、取りまとめてまいりました。

資料4については、実際に消費税の指数の算出の検討や、家賃の品質調整の研究を担当している高橋から中身を報告させます。

○高橋総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計課長補佐 本日は、資料4に基づきまして、委員長及び委員の関心事項に関する調査実施者の取組状況について、御報告をさせていただきますと思います。

最初に1、消費者物質指数における消費税抜きCPIについての検討状況についてです。小売物価統計調査では、消費者が実際に支払う価格として、消費税等の間接税等を含む価格を調査しているところです。また、消費者物価指数におきましては、過去の消費税の導入及び同税率の改定の際には、同調査で調査した価格に基づきまして、消費税込みの指数を作成し、公表してきたところです。

去る2014年4月の消費税改定の際には、日本銀行がCPIの分析用として消費税改定の直接的な影響を控除した値を試算され、同行の金融経済月報で公表されてきたところと伺っております。参考として、別添1をつけておりますので、御参照いただければと思います。この試算値につきましては、広く一般に利用され、統計局においても公表等で引用させていただいてきたところです。

また、内閣府においても、別途同様に消費税率改定の影響を機械的に除いた試算が行われておりまして、これを政府の月例経済報告等において用いられているところです。

統計局としての今後の対応等についてですが、まず1つ目として、小売物価統計調査において、税抜きを価格を実際に調査することは、調査員に追加的な作業負担が生じる等、実務上の負担等が大きく、対応が困難であるところです。

これにつきまして、前田委員より、日本銀行で作成しているCPIの消費税を除いた試算値では、課税・非課税の品目を考慮の上、課税品目について税率分を機械的に調整しており、同様の方法を用いれば、統計局での調整作業のみで消費税抜きCPIを作成することが可能であることから、統計局において、これを参考系列として公表するのが有益との御提案、御要望をいただいたところです。

消費税につきましては、次回の改定も予定されていることなどから、前田委員の御提案、御要望に沿って、上記の対応を実施することとしたいと考えております。

なお、実際に対応を行う際には、幾つかの課題があるものと認識しております。その内容につきましては、別添2に御用意をさせていただいております。本日の御説明につきましては、割愛をさせていただきますが、これらの課題を含め、日本銀行や内閣府を始め広く御意見等を伺いながら、今後、詳細を詰めてまいりたいと考えております。

(中略)

○廣松部会長 まず消費税抜きの指数の作成及び公表についてです。本調査の更なる改善に資するための提案等も含めまして、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○岩下専門委員 消費税を抜いたCPIをやっと出していただけると受け止めまして、私はユーザーの代表という気持ちでおりますので、やっていただいて、ありがたいという気持ちの感想を言わせていただきます。ありがとうございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

資料4では、特に下から2番目の○のところでしょうか、この対応を実施することとしたいと表明をいただいておりますので、その点は、是非御努力いただければと思います。

ただ、時期に関しては、いろいろと考慮しなければいけない点があると思います。先ほど説明がありましたとおり、次期の消費税の税率改定は2017年の予定ですので、その時まで、作成方法等に関しまして、日本銀行等と意見交換をいただきながら、作成・公表を実現していただければと思います。

日本銀行から、参考意見というか、何かご発言がありましたら、お願いできればと思います。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 御対応いただけるということで、本当にありがとうございます。私どもだけではなく、幅広くユーザーにニーズのある指数になるうかと思っておりますので、是非作成していただければと思っておりますし、私どもも不十分でありながら、過去も現在も試算をしておりますので、作成方法のノウハウ等で、統計局に何か御教示と

どうか、知恵を出せることがあれば、何なりと御協力させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 御教示をお願いいたします。

○廣松部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○渡辺専門委員 消費税の話ですけれども、基本的に大変望ましいことだと思いますが、幾つかお聞きしたいのですが、1つは、過去分というのは、どこまで遡ることができるでしょうか。89年から消費税が導入されているわけですが、そこまで遡ることは可能なのでしょうかというのが、お尋ねの1つです。

これは少し難しい話だと思うのですが、消費税を抜いたものというのは、どういう意味で正当化されるのか、あるいは精度が保たれるのかということについて、簡便法、あるいは事務負担が増えないようにというコンテキストで議論されていることは、重々承知しておりますけれども、それでもどういう意味で消費税が抜けていて、どういう意味では十分ではないのかということについて、もう少し議論の整理がなされるべきだろうと思います。

私がすぐに考えつく範囲で言いますと、例えばウエイトはどうするのか。1つの考え方としては、一切消費税がない世界、仮想の世界をイメージして、そこでの物価指数を作ると考えることは、1つあり得ると思うのですが、そうであるとすれば、ウエイトもそれにならなければいけないわけです。さらには本日議論されているような、どの品目をとるのかという時、先ほど万分の幾つという話が何度も出てきましたけれども、そこも消費税を除いたもので考えなければいけないということになるわけです。

もちろんそんなことをやれと言っているわけではありませんが、そんなことをし始めたら、大変な作業になることは見えています。しかし、そうではなくて、簡便法でといった時に、本当にやるべきこととどのぐらいの距離があるのかということ、やはり意識しておくべきだろうと思います。

とりわけ、日本銀行を始めとして、多くの方が消費税抜きの数字を、例えば日本銀行の目標値である2%と比べて、高いのか、低いのかというものを御覧になっているわけでしょうから、そうすると、見ているものの精度が、プラスマイナス0.1ぐらいのぶれがあるものなのか、それとももっとぶれが小さいものなのかという、ぶれがあることは、事務負担を考えれば当然のこととして、しかし、真の値からどういう理由で、どのぐらい乖離している可能性があるのかということについては、公表前にきちんと詰められるべきだろうと思います。

○廣松部会長 大変貴重な御意見をありがとうございます。その点は、先ほどありましたとおり、統計局と日本銀行でいろいろ詰めていただいて、作成・公表までに、今、御指摘のあったような、理論的なバックグラウンドというか、基本的な考え方も詰めていただければと思います。

ほかに御発言ありますでしょうか。

この点に関しましては、今回の諮問の直接の対象になっているわけではありません。かつ先ほど紹介がありましたとおり、作成・公表までには、まだ時間的な余裕というか、期間があるようですので、この点に関して、御意見あるいはアドバイス等がございましたら、今後も是非お寄せいただきたいと思います。

(後略)

第 59 回サービス統計・企業統計部会議事録（抄）

1 日時 平成 27 年 8 月 13 日（木）13:00～16:00

2 場所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松 毅

（委 員） 北村 行伸、西郷 浩

（専門委員） 岩下 真理、渡辺 努

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室：小松室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議題 小売物価統計調査の変更について

5 議事録

（前略）

○廣松部会長 次に、2つ目の審議事項ですが、6月25日の統計委員会において、西村委員長及び前田委員から提案のありました「消費税抜きの指数の作成及び公表」及び「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整」について、審議を行いたいと思います。

まず、「消費税抜き指数の作成及び公表」についてですが、これにつきましては、前回の部会において、「消費税が導入された当時まで遡った指数を作成・提供することはできるのか」、「簡易な推計をすることによる真の値との開きについて、どういった部分について加工度が高いか明らかにしてほしい」といった御意見が出されました。

それでは、調査実施者の検討結果について説明をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 それでは、私から説明させていただきます。資料1-⑤に当たります13ページ目を御覧ください。

消費税抜きCPIと言われているものに関しましては、次回の消費税率改定の直接的な影響を除いた消費者物価の基礎的な動きの分析に資するものという形で、前回の部会でも、しっかりと対応させていただきたいというお話はさせていただいたところです。

1つ目のところに作成方法についてと書いてありますが、これは基本的に前回お話ししたものと同様でして、機械的な控除による推計でやらさせていただきますという話が淡々と書いてあるというものです。

実施時期につきましても、先ほど部会長からも御紹介のありましたとおり、2017年4月に予定されておりますが、税率改定の実施のタイミングで何らかの形で出せるように、また、出す際においては参考値という形で公表させていただきたいというのをここに明記さ

せていただいております。

御指摘のあった点に関しまして、まずどこまでできるのかという遡及計算できる時期の話です。こちらは中身が明確に詰まっていない時点でどこまでという話はあるのですが、少なくとも記載していますように、消費税率が5%に改定された時点までに関しては、これはもう疑いなくできると間違いなく言えるでしょうという話です。

また、一方で導入時に関しましては、前年との比較という都合がありまして、導入前の時点を見ますと、そこには消費税の代わりに物品税が課されているというような状況があります。こちらをどのように扱うかとか、どのように控除するかということを見ると、この前後に関してはなかなか難しいのではないかと考えているところです。

申し上げますと間があるわけですが、そこら辺に関しましては、今後、各方面のニーズを踏まえながらどこまでできるかを考えていきたいと考えています。

もう一点、できるだけそういう乖離等々について明確にすべきというお話でございしますが、こちらについては、私たちといたしましても必要な情報を早期に出していくというのは極めて重要なことだと考えておりまして、こちらは日銀ですとか内閣府ですとかというところとお話をしながら、できるだけ情報は出していくという方向で考えています。

少なくとも、前回も若干お話をさせていただいたところではありますが、現時点で想定できる利用上の留意点ということで、「(1) 納税義務免税事業者の扱い」「(2) 課税の範囲・他の間接税との関係」「(3) 経過措置の扱い」という形で書いておりますが、こういうところの扱いについては、全く何も考えずに機械的にやるにせよ明確に出していく必要がありますし、見ていく中でより必要な留意点、もしくはこのようにやっていますという話があれば、明確にしていくべきだとは認識しております。

簡単ではありますが、以上です。

○**廣松部会長** ありがとうございます。

ただ今の説明に関しまして御意見等あれば、御発言いただきたいと思いますが、その前に私から1点確認ですが、前回、私も少し混乱したところがあったものですから申し上げておきたいと思います。資料中に「消費税率改定」と記載されておりますが、これは今のところ2017年4月の予定です。これは、消費者物価指数の慣例のというか、定期的に行われている基準改定とは別のものとして、消費者物価指数の基準改定は、今の予定では2016年8月と聞いておりますので、それとは時期が違うということを確認しておきたいと思います。

それから、今の説明を聞いて、私から1点伺いたいのですが、税率分を機械的に調整するということですが、今の想定としては、税を全て除いたゼロ%ベースの指数を作られるのか、それとも、税率の変動分の影響を見るという意味で、具体的には5%かもしれませんが、ゼロ以外の率で作られる想定なのか。そこを伺えればと思います。

○**小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長** こちらについては、もともと目的を税率改定の直接的な影響を除いた物価の基調的な動きを分析するところに置いており

ます関係上、どちらの選択肢もあるのかなと思いますけれども、基本的にはここはニーズを踏まえながら検討、調整をしていくということを考えております。

今の段階では、どちらかというのを明確に決めているわけではありません。

○**廣松部会長** 分かりました。

それでは、今の説明に関して、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

確かに消費税が導入された時期でいくと、先ほどもありましたように物品税の扱いをどのようにするかとか、かなりテクニカルには面倒なところが出てくるかと思えます。あるいはこれは租税公課を全部除くという考え方もあり得ると思えますが、それはかなり概念的にも技術的にも検討を要することかとも思いますが、いかがでしょうか。

○**渡辺専門委員** この方法は去年の4月に日銀とかあるいはシンクタンクの皆様が使っていた方法と同じものと思っていいのですか。それとも、少し何か違う点があるのでしょうか。

○**小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長** 基本的には、この場でもともと問題意識として挙げられました、今、先生のおっしゃったような方法等もベースに考えていくと理解しております。

○**渡辺専門委員** そうすると、去年の4月とか5月の数字は、消費税を抜いた数字として皆さんが考えていたものと同じものが出てくるというわけでもないのですか。

○**小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長** その辺の細かいところに関しては、一応具体的にどのように作るという話については今後まとめていきますので、必ず間違いなくその数字と同じになるという保証までは、今の時点では明確にはできませんけれども、ただ先生がおっしゃったように、一応もともとの問題意識がそこにあったということは私どもも認識しておりますので、その方法をベースにした上で考えていくということには変えるつもりはないと御理解いただければと思います。

○**廣松部会長** どうぞ。

○**北村委員** 消費税の議論をする時にいつも問題になるのは、小規模事業者が免除されているという話なので、それについて留意点として挙げられているのですけれども、何かもう少し具体的に、実際どれぐらいバイアスがかかっているのか。これは例えば機械的に5%から8%になった場合にどう変わったというのは、それに適用されている人が余りいないとか、かなりの数が免税になっているとかいうこともあり得ると思うのですが、そこら辺の見通しというか、これは機械的にやった結果であるという立場ですか。

○**小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長** 機械的にやるということが大原則になっているとは思っています。ただ、留意点にも挙げておりますとおり、影響のありそうな項目が結構たくさんあるので、そこら辺が何とかなるのならそれは非常にいいことだと思うのですが、その辺も踏まえた上で、何ともならないところに関しては基本的に留意点という形でお出しをするというやり方をしようと思っております。

要は、既に出されているものと比べてどこまで違うようになるかはよく分かりませんが、

可能な限りできればいいと思っているところです。

○**廣松部会長** よろしいでしょうか。

今の御指摘の点は、いささか微妙なものを含むところがあり、制度的にもそうですが、具体的、技術的にどこまでそこを詰められるかに関しては、少し実際の計算をしていただいた上で判断をしていただくということにならざるを得ないかと思います。

○**岩下専門委員** 今の御説明ですと、いろいろ検討して最終的に決めて、実際に発表するどれぐらい前のタイミングで、こんな感じでやりますという、スケジュール感を示していただけるのかも決めておいていただけたらいいのではないかと思います。

○**小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長** 手元にそれだけの線表を持っているわけではないので、何ともお示しがたいことがあります。一応、事前に出すということ自体は確約をさせていただきますけれども、出せるかどうかということについては、検討をしてみます。

検討の結果、なかなか明確な日付が出せないということであれば申し訳ないと思うのですが、少し考えてみます。

○**廣松部会長** では、今のスケジュール感に関しては、理想的にはこの答申をまとめるまでに何らかのめどを出していただければと思います。余り無理は申し上げません。御検討いただければと思います。

先ほども申し上げましたとおり、今の段階で消費税率の改定は2017年4月の予定ですが、もしかするとその時に軽減税率という大変面倒なことが入ってくるかもしれませんし、いろいろ作業の負担も変動するかと思いますので、御検討のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

この点に関しまして、ほかに御発言はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「消費税抜き指数の作成及び公表」につきましては、本日、説明のあった方向で対応していただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、予定どおりの対応ができるよう検討を進めていただくことを希望するという整理にさせていただきます。

(後略)

第100回 統計委員会 議事録（抄）

1 日 時 平成28年8月25日（木）9:30～10:05

2 場 所 中央合同庁舎第2号館8階 第1特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、北村委員長代理、河井委員、川崎委員、西郷委員、嶋崎委員、白波瀬委員、関根委員、中村委員、野呂委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、内閣府経済社会総合研究所総務部長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部調整課長

【事務局等】

島田総務大臣政務官、横山総務省大臣官房審議官、山澤総務省統計委員会担当室長、上田総務省統計委員会担当室次長、新井総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官

4 議 事

（2）諮問第91号の答申「小売物価統計調査の変更について」

5 議事録

（前略）

○西郷部会長 昨年、前回の部会が開かれたときに、部会長メモというのが出されまして、それへの対応状況ということについても報告をしていただきました。ただ、これに関しては、まだ前回の部会から1年たっていない状態での対応状況ということですので、それがどのような状況にあるのかを報告していただいて、その内容に関しては、資料2の9ページ目以降に書いてあるのですが、まずは消費者物価指数の基準改定に優先的に取り組んでいただいて、それがきちんと見通しが立ってから、部会長メモ等への対応はしていただきたいというように、私からは申し上げました。

（中略）

○西村委員長 それでは、この答申案そのものの御説明についての御質問、あるいは御意見をお願いいたします。

特にないようですが、私から1件あります。資料の11ページのところに、消費税抜き

C P I は作成及び公表というのが入っております。消費税抜き C P I は重要な指標で、可能な限り早期に対応すべきだと私は考えております。

既に内閣府や日本銀行から消費税抜き C P I の推計が公表されているわけですが、結果表からの推計にとどまっているわけで、調査実施者である総務省が元データからきちんと推計するというのが、やはり最も望ましいものだろうと考えています。

この点について、調査実施者から説明をお願いしたいと思います。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 調査実施者の統計局物価統計室の小松でございます。よろしく申し上げます。C P I にかなり御期待をいただいているようで、どうもありがとうございます。

税抜きの C P I の件に関しましては、先ほど委員長からもお話がございましたとおり、内閣府や日本銀行で作成はしているわけではございますが、ただ今の御意見を踏まえまして、内閣府や日本銀行と御相談し、または利用者人数の把握をしっかりと努めた上で、可能な限り早期の提供に努めるという形で対処をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○西村委員長 どうもありがとうございました。この課題を含めて、前回答申における今後の課題等についても積極的な対応をお願いしたいと思います。

(後略)